

伊那市集会施設整備補助制度の概要

《対象施設及び補助基準》

事業区分	補助要件等			交付制限
	対象施設要件項目	公民館の分館又は区が管理運営する集会施設	町内会・常会・組等が管理運営する集会施設	
新築	補助率	工事費の25%以内	対象外	前回、「水洗化」・「耐震補強」以外の補助金交付を受けている場合、補助金交付の日から10年が経過していない場合は対象外
	補助限度額	最高750万円まで		
	最低事業費	100万円以上		
増築	補助率	工事費の25%以内	対象外	前回、「水洗化」・「耐震補強」以外の補助金交付を受けている場合、補助金交付の日から5年が経過していない場合は対象外
	補助限度額	最高120万円まで		
	最低事業費	50万円以上		
改築・改修 外構整備 舗装	補助率	工事費の25%以内	最高50万円まで	前回の補助金交付からの期間制限なし
	補助限度額	最高120万円まで		
	最低事業費	50万円以上		
水洗化 耐震補強	補助率	工事費の30%以内	最高60万円まで	前回の補助金交付からの期間制限なし
	補助限度額	最高150万円まで		
	最低事業費	50万円以上		

※「水洗化」・「耐震補強」以外の補助金とは、「新築」・「増築」・「改築」・「改修」・「外構整備」・「舗装」を指す。

※前回補助金交付の日から〇〇年経過について

(例)平成10年8月1日に補助金の交付を受けた場合、平成15年7月31日(新築の場合、平成20年7月31日)以降でなければ補助金の申請はできない。(ただし、「水洗化」・「耐震化」については、この制限は当てはまらない。)

《共通事項》

(1)補助金の重複調整

・他所管の事業により併せて補助金の交付を受ける場合は、その補助金額を差し引いた額を交付します。

(2)その他

- ①原則として、主建物と同一敷地内に位置するものに限り対象とします。
- ②附属建物の新築・増築・改築・改修は、原則として土地に定着性があるものに限り対象とします。
(例:【対象】倉庫 【対象外】簡易物置 など)
- ③建物の解体処分費は、取壊し後引き続き新築又は改築する場合に限り対象工事費に含むことができます。
- ④設計・監理費及び建築確認申請手数料は、対象工事費に含むことができます。(組合加入金等は対象外)
- ⑤複数の事業区分をまたぐものについては、主たる事業をもってその区分とします。
- ⑥補助金の交付を受けた者が、5年(新築は10年)以内に補助対象の集会施設を除却しようとした場合は、補助金を次の計算式に従って返還するものとします(ただし、災害等、補助金の交付を受けた者の責めに帰すことのできない事由による場合はこの限りではない)。

$$\langle \text{返納額} \rangle = \frac{(5_{※} - \text{補助金交付後の経過年数})}{5_{※}} \times \text{補助金交付額} \quad ※新築の場合は10$$

《定義》

区分	定義
新築	更地に集会施設の主建物又は附属建物を建設する事業
増築	既存建築物の床面積を増加させる事業
改築	建築物の一部を除去し引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てる事業
改修	建築物の一部を修繕する事業
水洗化	公共下水道又は農業集落排水施設への接続(合併処理浄化槽の設置を含む)のために建築物を改築又は改修する事業
耐震補強	地震に対して安全な構造となるよう建築物を補強する事業
外構整備	主建物及び敷地の機能維持・保全又は独立性の確保を目的とする外部工作物を建築又は修繕する事業
舗装	舗装材料で土地の表面を固めることにより耐久性・安定性を増加させる事業

《注意事項》

区分	注意事項
新築	解体前の建築物が過去10年以内に補助金の対象になっている場合は、補助対象外
改修	備品と認められるものは対象外 ただし、建物として成り立たなくなるようなものについては対象とする(畳、扉など)
水洗化	・この2区分については、交付制限期間に関わらず申請可 例：昨年度、水洗化事業に対する補助金の交付を受ける 今年度、舗装工事事業に対する補助金の交付を受ける 次年度、耐震補強事業に対する補助金の交付を受ける という申請も可能 (ただし、5年前にこの2区分以外の補助金の交付を受けていた場合、舗装工事事業に対する補助金の申請はできないことに注意)
耐震補強	
外構整備	例：【対象】擁壁、排水溝、フェンス、境界ブロックなど 【対象外】花壇、ベンチ、看板 など
舗装	砕石、砂、土など以外の非天然材料を主とすること。 例：【対象】アスファルト、コンクリート、インターロッキングなど【対象外】砂利舗装、敷き砂、土壌改良 など

《参考》フローチャート

